

※所得税等とは、ここでは所得税及び復興特別所得税のことをいいます。

所得税等(※)と市・県民税の申告相談

申告期間は **～申告は正しく、お早めに～**

2月17日月から**3月17日**月まで

問い合わせ ▶所得税等申告＝島田税務署 ☎0547⑦3121 ▶市・県民税申告＝市役所税務課 萩原 ☎③0035

市役所の相談会場では、市・県民税の申告、所得税等のA申告（給与所得など）を中心に行います。月曜日および期間の終盤は大変混み合いますので、早めに申告相談をしてください。

榛原会場では、e-Taxによる自主申告ができます。

開場時間 午前8時30分 ※会場については待合スペースがないため、開場前は施設内に入れません。

受付時間 午前8時30分～午後4時（混雑の状況により、時間前に終了する場合があります）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～当日受付分終了

会場	相良会場 史料館ホール	外 部 相談日	榛原会場 榛原文化センター3階会議室	外 部 相談日
2月17日(月)	指定地区なし		指定地区なし	
18日(火)	指定地区なし	税理士	指定地区なし	
19日(水)	大沢、大沢一丁目	税理士	勝間下、勝間上、切山下、切山中	
20日(木)	東萩間、牧之原	税理士	根松、堀の内、時ヶ谷	
21日(金)	松本、西山寺、中西、黒子、蛭ヶ谷、和田	税理士	道上、後原、谷の口	
24日(月)	白井、男神、女神、大寄、西萩間	税理士	青池、寄子、橋向、藤沢	税理士
25日(火)	白井、男神、女神、大寄、西萩間	税理士	青池、寄子、橋向、藤沢	税理士
26日(水)	落居、笠名、堀野新田	税理士	日機装、仁田、道場、追廻、中	税理士
27日(木)	相良、福岡	税理士	牧之原北、牧之原南、布引原、牧之原中央	税理士
28日(金)	須々木、鬼女新田	税理士	6丁目、仲町	税理士
3月3日(月)	大江、菅ヶ谷		橋柄、新戸、庄内、鹿島	
4日(火)	大江、菅ヶ谷		勝田上、勝田下、三栗、朝生	
5日(水)	片浜		東慶林、県営住宅、西福田、東福田	
6日(木)	地頭方、地頭方一丁目	税務署	1丁目、3丁目、10丁目	
7日(金)	波津、波津一・二・三丁目、汐見台		坂部第1、坂部第2、坂部第3	
10日(月)	波津、波津一・二・三丁目、汐見台		坂部第4、坂部第5、坂部第6	
11日(火)	新庄、遠渡		東5丁目、西5丁目、11丁目、12丁目	
12日(水)	新庄、遠渡		2丁目、4丁目	
13日(木)	指定地区なし		指定地区なし	
14日(金)	指定地区なし		指定地区なし	
17日(月)	指定地区なし		指定地区なし	

▶税理士＝無料税理士相談／税理士による無料相談 ▶税務署＝税務署出張相談／島田税務署職員による相談

確定申告を相談する場合は下記に注意してください。

■島田税務署（プラザおおるり）で申告対象の人

▶土地や株式などの譲渡申告がある人▶1年目の住宅ローン控除がある人▶贈与税の申告をする人
▶消費税の申告をする人▶平成24年以前の申告をする人▶青色申告の人

■収支内訳書

事業所得などの収支内訳書が完成していない場合は申告の相談ができません。必ず作成してから来場してください。

■社会保険料控除

公的年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者保険料は年金受給者本人のみが対象です。

■税理士による無料相談（時間：午前9時30分～正午、午後1時～午後4時）

▶消費税申告、青色申告は無料税理士相談日に限り、市役所の相談会場で申告することができます。（日程参照）
▶土地や株式などの譲渡申告は相談できません。

確定申告書は、1月下旬から2月上旬までに郵送予定です。「確定申告書が届かない」「初めて申告する」という人は、島田税務署へ問い合わせください。

確定申告書は、1月下旬から2月上旬までに郵送予定です。「確定申告書が届かない」「初めて申告する」という人は、島田税務署へ問い合わせください。

年金所得者の申告手続きの簡素化について

公的年金等に係る雑所得を有する人で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年の公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年の所得税等について確定申告書を提出する必要はありません。＊この場合であっても、所得税等の還付を受けるための申告書を提出することはできません。確定申告が必要ない人で、所得控除の申告をされる人は、市・県民税の申告書を提出することができません。

対象となる人は市・県民税の申告が必要です

所得税の計算をした結果、確定申告の必要がない人で、平成26年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する場合は、市・県民税の申告が必要です。
前年に市・県民税の申告をした人には、税務課から申告書を郵送します。
▼営業・農業・不動産・配当・雑収入などの所得がある人▼給与所得以外の所得がある人▼2力所以上から給与や公的年金などの支払いを受けた人▼給与所得者で勤務先から給与の源泉徴収票を受け取っていない人▼公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人▼国民健康保険に加入している世帯で、給与・年金所得がない世帯主

26年度から市・県民税の均等割額が変わります

東日本大震災を教訓として、防災事業の財源を確保するため、特例法に基づき10年間（26年度から35年度）に限り、個人の市・県民税が50円ずつ引き上げられます。

所得税の確定申告
eTaxならこんなにいいこと
1添付書類の提出省略
2還付金がスピーディー
324時間受付（1月15日～3月17日）
4http://www.e-tax.nta.go.jp

自宅のパソコンで確定申告が可能に
インターネットから、24時間いつでも手軽に確定申告ができる。電子申告納税システム「eTax（イータックス）」は国税庁のe-Taxホームページをご覧ください。

均等割額一覧

区分	25年度まで	26年度から
市民税	3,000 円	3,500 円
県民税	1,400 円	1,900 円
合計	4,400 円	5,400 円

※県民税は、森林づくり県民税400円（27年度まで）を含んでいます。

皆さんの生命と財産を守るための財源となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

住宅借入金等特別控除の説明会を開催します

平成25年中に住宅を新築または購入、増改築などをして一定の要件に該当した場合は、住宅借入金等特別控除を受けることができます。説明会では、税務署職員が必要書類に基づいて申告書の作成まで指導し、その場で申告書の提出もできます。いずれの指定日でも参加できますが、なるべく牧之原市の指定日に参加ください。

説明会日程

指定日	対象
2月4日(火)	島田市、川根本町
2月5日(水)	吉田町
2月6日(木)	牧之原市

開始時間 ▼午前の部 午前9時30分 ▼午後の部 午後1時30分
会場 プラザおおるり（島田市中心5番地の1 ※島田市役所西側）

【持ち物】▶電卓▶申告者本人名義の口座番号が分かる物▶黒ボールペン▶印鑑（朱肉を使う物）▶平成26年1月以降発行の住民票（住所に変更がない人は、住民票に加え入居年月日が分かる書類）▶平成26年1月以降発行の家屋の登記事項証明書▶金融機関などからの住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書▶源泉徴収票（給与または公的年金などの収入がある人）▶敷地の登記事項証明書（住宅ローンに敷地分も含まれている人）▶建築工事の請負契約書または売買契約書の写し▶建築確認済証や検査済証の写しまたは建築士からの増改築等工事証明書（増改築）▶長期優良住宅建築計画の認定通知書の写し（認定長期優良住宅の控除を受ける人）▶低炭素建築物新築等計画認定書の写し（認定低炭素住宅の控除を受ける人）▶住宅用家屋証明書もしくはその写し、または認定長期優良住宅建築証明書（認定長期優良住宅の控除を受ける人）または認定低炭素住宅建築証明書（認定低炭素住宅の控除を受ける人）▶住宅の新築・購入、増改築などについての補助金額などの分かる書類（補助金などがある人）